



茨城県報

第 1 2 4 9 号

平成13年 3月29日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県営自転車競走場入場料徴収規則の一部を改正する規則 (総務課) 2

茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課) 3

茨城県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則 (工業技術課) 4

(教 育 委 員 会)

教育長の期末手当に関する規則の一部を改正する規則..... 4

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則..... 5

茨城県県立高等学校通学区域に関する規則等の一部を改正する規則..... 5

茨城県立歴史館管理規則の一部を改正する規則..... 6

告 示

字の区域の変更 (地方課) 6

歳入の徴収事務の委託 (地域計画課) 6

不当取引行為の指定の一部改正 (生活文化課) 7

救急告示病院の申出の撤回 (医療整備課) 7

救急医療協力診療所の指定 (医療整備課) 7

指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課) 8

心身障害者施設診療料等の一部改正 (障害福祉課) 8

大規模小売店舗の新設の届出 (2件) (商業流通課) 9

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (商業流通課) 11

道路の区域の変更 (道路維持課) 12

道路の供用の開始 (4件) (道路維持課) 13

県道の路線名の変更 (道路維持課) 14

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (2件) (都市整備課) 15

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (7件) (都市整備課) 15

市街地再開発組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) 19

事業計画の変更の認可 (3件) (下水道課) 19

換地計画の適当決定 (土地改良事務所) 21

更正換地処分届出 (土地改良事務所) 21

(教 育 委 員 会)

義務教育諸学校の教科用図書採択地区の設定の一部改正..... 21

茨城県立 ^{ろう} 聾学校の指定に関する規程の一部改正.....	21
茨城県立養護学校の指定に関する規程の一部改正.....	22
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課)	23
家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課)	24
基本測量の終了 (2件) (用地課)	24
都市公園の供用開始 (公園街路課)	24
都市公園の区域の変更 (3件) (公園街路課)	26
開発行為の工事完了 (12件) (建築指導課)	32
道路の位置の指定 (4件) (建築指導課)	34
軽油引取税に係る免税証の無効 (県税事務所)	35
(監 査 委 員)	
定期監査の公表.....	35
財政的援助団体の監査の公表.....	37
訓 令	
茨城県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令 (環境政策課)	40
茨城県労働金庫検査規程を廃止する訓令 (商業流通課)	41
(教 育 委 員 会)	
茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令.....	42
正 誤	
平成13年 3月15日付け茨城県報第1245号中.....	42

規 則

茨城県規則第22号

茨城県営自転車競走場入場料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県営自転車競走場入場料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県営自転車競走場入場料徴収規則 (昭和38年茨城県規則第13号) の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号を次のように改める。

(2) 特別入場料

ア 第1特別観覧席

(ア) 2階指定席を利用する場合 1,500円

(イ) 3階指定席を利用する場合 2,000円

イ 第2特別観覧席

(ア) 指定席を利用する場合 1,000円

(イ) 立見席を利用する場合 500円

第1条第2項中「特別観覧席」を「第1特別観覧席又は第2特別観覧席」に改める。

付 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

茨城県規則第23号

茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和61年茨城県規則第51号）の一部を次のように改正する。

様式第 9 号中

「

営 業 区 域 に 属 す る 市 町 村 の 名 称	水戸市	日立市	土浦市	古河市	石岡市	下館市	結城市
	竜ヶ崎市	那珂湊市	下妻市	水海道市	常陸太田市	勝田市	高萩市
	北茨城市	笠間市	取手市	岩井市	牛久市	つくば市	
	茨城町	小川町	美野里町	内原町	常北町	桂村	御前山村
	大洗町	友部町	岩間町	七会村	岩瀬町	東海村	那珂町
	瓜連町	大宮町	山方町	美和村	緒川村	金砂郷村	水府村
	里美村	大子町	十王町	旭村	鉾田町	大洋村	大野村
	鹿島町	神栖町	波崎町	麻生町	牛堀町	潮来町	北浦町
	玉造町	江戸崎町	美浦村	阿見町	茎崎町	新利根村	河内村
	桜川村	東村	出島村	玉里村	八郷町	千代田町	新治村
	伊奈町	谷和原村	関城町	明野町	真壁町	大和村	協和町
	八千代町	千代川村	石下町	総和町	五霞村	三和町	猿島町
	境町	守谷町	藤代町	利根町			
	(該当するものを で囲むこと。)						

を

」

「

営業区域に属する市町村の名称	水戸市	日立市	土浦市	古河市	石岡市	下館市	結城市
	竜ヶ崎市	下妻市	水海道市	常陸太田市	高萩市	北茨城市	笠間市
	取手市	岩井市	牛久市	つくば市	ひたちなか市	鹿嶋市	潮来市
	茨城町	小川町	美野里町	内原町	常北町	桂 村	御前山村
	大洗町	友部町	岩間町	七会村	岩瀬町	東海村	那珂町
	瓜連町	大宮町	山方町	美和村	緒川村	金砂郷町	水府村
	里美村	大子町	十王町	旭 村	銚田町	大洋村	神栖町
	波崎町	麻生町	北浦町	玉造町	江戸崎町	美浦村	阿見町
	茎崎町	新利根町	河内町	桜川村	東 町	霞ヶ浦町	玉里村
	八郷町	千代田町	新治村	伊奈町	谷和原村	関城町	明野町
	真壁町	大和村	協和町	八千代町	千代川村	石下町	総和町
	五霞町	三和町	猿島町	境 町	守谷町	藤代町	利根町
	(該当するものを で囲むこと。)						

に

」

改める。

付 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。



茨城県規則第24号

茨城県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

茨城県火薬類取締法施行細則（昭和49年茨城県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第82条第 2 項」を「第41条第 2 項」に改める。

第10条の表省令第82条第 1 項の規定による火薬類の製造施設又は火薬庫が完成した旨の届出の項を削り、同表中「様式第22号」を「様式第21号」に、「様式第23号」を「様式第22号」に、「様式第24号」を「様式第23号」に、「様式第25号」を「様式第24号」に、「様式第26号」を「様式第25号」に、「様式第27号」を「様式第26号」に改める。

様式第 8 号中「経済産業大臣（茨城県知事） 氏 名殿」を「茨城県知事 氏 名殿」に改める。

様式第21号を削り、様式第22号を様式第21号とし、様式第23号から様式第27号までを 1 様式ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 3 号

教育長の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年 3月29日

茨城県教育委員会委員長 志 田 諄 一

教育長の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長の期末手当に関する規則（平成 2 年茨城県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

「第22条第 4 項」を「第22条第 5 項」に改める。

付 則

この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

茨城県教育委員会規則第 4 号

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年 3 月29日

茨城県教育委員会委員長 志 田 諄 一

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則（昭和51年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第13条第 1 項」を「第14条第 1 項」に改める。

茨城県教育委員会規則第 5 号

茨城県県立高等学校通学区域に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年 3 月29日

茨城県教育委員会委員長 志 田 諄 一

茨城県県立高等学校通学区域に関する規則等の一部を改正する規則

(茨城県県立高等学校通学区域に関する規則の一部改正)

第 1 条 茨城県県立高等学校通学区域に関する規則（昭和24年茨城県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

第 3 通学区	鹿嶋市		を
	鹿島郡	旭村 銚田町 大洋村 神栖町 波崎町	
	行方郡	麻生町 牛堀町 潮来町 北浦町 玉造町	

」

「

第 3 通学区	鹿嶋市		に
	潮来市		
	鹿島郡	旭村 銚田町 大洋村 神栖町 波崎町	
行方郡	麻生町 北浦町 玉造町		

」

改める。

(茨城県県立高等学校学則の一部改正)

第 2 条 茨城県県立高等学校学則（昭和35年茨城県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

行方郡潮来町大字延方」を「潮来市延方」に改める。

」

」

(茨城県教育庁組織規則の一部改正)

第 3 条 茨城県教育庁組織規則 (昭和46年茨城県教育委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第17条第 2 項の表中

「鹿嶋市, 鹿島郡, 行方郡」を「鹿嶋市, 潮来市, 鹿島郡, 行方郡」に改める。

付 則

この規則は、行方郡牛堀町を編入後の同郡潮来町を潮来市とする地方自治法 (昭和22年法律第67号) の規定による処分が効力を生じた日から施行する。

茨城県教育委員会規則第 6 号

茨城県立歴史館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年 3 月29日

茨城県教育委員会委員長 志 田 諄 一

茨城県立歴史館管理規則の一部を改正する規則

茨城県立歴史館管理規則 (昭和56年茨城県教育委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「午後 4 時30分」を「午後 5 時」に改め、同条を同条第 1 項とし、同条に次の 1 項を加える。

2 前項において、展示室に入室できる時刻は、閉館時刻の30分前までとする。

第11条第 1 項第 6 号中「満60歳」を「満65歳」に改める。

付 則

この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第336号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により玉造町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第54条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものである。

平成13年 3 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

大字藤井字円道地に変更する区域

大字 行方 字 笹池 18の 5

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

茨城県告示第337号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

平成13年 3 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 徴収受託者の住所及び氏名
東京都千代田区平河町 2 丁目 5 番 6 号
財団法人地域総合整備財団
理事長 鈴木 正 明
- 2 歳入の種別
貸付金の元利償還金
- 3 委託期間
委託契約締結の日から貸付金の償還の完了する日まで
- 4 委託事務の内容
地域総合整備資金の貸付にかかる徴収事務及びこの事務に付随する事務
- 5 徴収の方法
徴収受託者の発行する納入通知書による



茨城県告示第338号

平成元年 9 月18日茨城県告示第1070号で告示した不当取引行為の指定の一部を次のように改正し、平成13年 4 月 1 日から施行する。

平成13年 3 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 項中第5号を第6号とし、第 2 号から第 4 号までを1号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 商品等に関し、将来における価額、将来において消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 消費者が契約条項の無効を主張している場合に、不当に妨げる行為



茨城県告示第339号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院である次の病院については、その開設者から同令第 2 条第 2 項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成13年 3 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人 長島外科病院	古河市本町 1 - 9 - 15



茨城県告示第340号

次の診療所については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第 11号）第 2 条の規定による申出があったので、同規則第 3 条第 1 項の規定により救急医療協力診療所に指定する。

平成13年 3 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人賢友会 長島外科	古河市本町 1 - 9 - 15

茨城県告示第341号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年 月 日
医療法人 一貫堂会	居宅介護支援事業所ひまわり	那珂郡大宮町3993番地	居 宅 介 護 支 援 事 業	平成13年 3月16日

茨城県告示第342号

昭和52年 4月 7日茨城県告示第428号で告示した心身障害者施設診療料等の一部を次のように改め、平成13年 4月 1日から適用する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

短期入所の表を次のように改める。

短期入所

宿泊を伴う場合

施 設 の 名 称	施設の種別	金額（1日につき）	
		重 度	中・軽度
茨 城 県 立 内 原 厚 生 園	知的障害児施設	1,550円	2,210円
	知的障害者更生施設	1,550円	2,210円
茨 城 県 立 こ ど も 福 祉 医 療 セ ン タ ー	肢体不自由児施設	1,550円	2,210円
茨 城 県 立 コ ロ ニ ー あ す な ろ	知的障害児施設	1,550円	2,210円
	知的障害者更生施設	1,550円	2,210円
	重症心身障害児施設	1,550円	-
茨 城 県 立 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー	身体障害者更生施設	1,550円	2,210円
	身体障害者授産施設		
茨 城 県 立 暁 寮	ろうあ児施設	1,550円	2,210円
備 考	上記にかかわらず、保護者が生活保護に属する場合にあって、保護者の疾病、出産、事故及びその者の親族の危篤等によりその障害児（者）を一時的に介護できないときは、無料とする。		

日中受入れの場合

施設の名称	施設の種別	重 度			中 ・ 軽 度		
		1日のうちの利用時間			1日のうちの利用時間		
		4時間未満	4時間以上 8時間以内	8時間を 超える	4時間未満	4時間以上 8時間以内	8時間を 超える
茨城県立内原厚生園	知的障害児施設	390円	780円	1,160円	560円	1,110円	1,660円
	知的障害者更生施設	390円	780円	1,160円	560円	1,110円	1,660円
茨城県立こども福祉 医療センター	肢体不自由児施設	390円	780円	1,160円	560円	1,110円	1,660円
茨城県立コロニー あすなろ	知的障害児施設	390円	780円	1,160円	560円	1,110円	1,660円
	知的障害者更生施設	390円	780円	1,160円	560円	1,110円	1,660円
	重症心身障害児施設	390円	780円	1,160円	-	-	-
茨城県立リハビリ テーションセンター	身体障害者更生施設	390円	780円	1,160円	560円	1,110円	1,660円
	身体障害者授産施設						
茨城県立暁寮	ろうあ児施設	390円	780円	1,160円	560円	1,110円	1,660円
備 考	上記にかかわらず、保護者が生活保護に属する場合にあって、保護者の疾病、出産、事故及びその者の親族の危篤等によりその障害児（者）を一時的に介護できないときは、無料とする。						

茨城県告示第343号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労働課に到着するように提出してください。

平成13年3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社 カインズ

代表取締役 土 屋 嘉 雄

(2) 住所

群馬県高崎市高関町380番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム日立店、オートアールズ日立店

日立市留町字前川1270 - 2

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カインズ	群馬県高崎市高関町380番地	土 屋 嘉 雄
株式会社カインズアールズ	群馬県伊勢崎市日乃出町292番地	土 屋 嘉 雄

- (3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成13年11月10日

- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

16,976m²

- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 1,336台

イ 駐輪場の収容台数 25台

ウ 荷さばき施設の面積 308m²エ 廃棄物等の保管施設の容量 36m³

- (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後8時30分

ウ 駐車場の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時～午後7時

- 3 届出年月日

平成13年3月9日

茨城県告示第344号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成13年3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名

株式会社 カワチ薬品

代表取締役 河 内 良三郎

(2) 住所

栃木県小山市大字卒島1293番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品つくば大穂店

つくば市宿西土地区画整理事業地内筑穂 2 丁目C区画番号10番

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河 内 良三郎

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成13年11月22日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,267m²

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 205台

イ 駐輪場の収容台数 70台

ウ 荷さばき施設の面積 143m²エ 廃棄物等の保管施設の容量 68m³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後 9 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時 ~ 午後 9 時

ウ 駐車場の出入口の数

4 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 9 時 ~ 午後 9 時

3 届出年月日

平成13年 3 月21日

茨城県告示第345号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成13年 3 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホーマック牛久店

所在地 稲敷郡茎崎町高見原 1 - 3 - 8

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成12年12月18日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,997m²(変更後) 4,628m²

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 319台

(変更後) 収容台数 389台

(ロ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 40台

(変更後) 収容台数 128台

(ハ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 37m²(変更後) 面積 72m²

(ニ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 10m³(変更後) 容量 19m³

(ホ) 駐車場の出入口の位置

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
茎崎町	・ 国道、町道に出る際の停止線の表示 ・ 駐車場誘導表示の設置	道路交通の安全の確保

茨城県告示第346号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年 3 月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 3 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 つくば古河線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡千代川村大字村岡字屋敷 1120番 1 から	旧	メートル 最大 10.6	メートル 44	
		最小 10.6		
結城郡千代川村大字村岡字屋敷 1118番 2 地先まで	新	最大 14.1 最小 10.6	44	迂回路設置

茨城県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成13年3月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成13年3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 つくば古河線
- 2 供用開始の区間 結城郡千代川村大字村岡字屋敷1120番 1 から
結城郡千代川村大字村岡字屋敷1118番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成13年 3月29日

茨城県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成13年3月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成13年3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 大洗友部線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡友部町大字住吉字山下1799番地先から
西茨城郡友部町大字矢野下字田中1858番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成13年 3月29日

茨城県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成13年3月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成13年3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 下館停車場線
- 2 供用開始の区間 下館市大字丙91番 2 地先から
下館市大字甲936番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成13年 3月30日

茨城県告示第350号

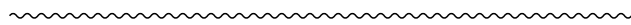
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年3月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 岩瀬土浦自転車道線
- 2 供用開始の区間 土浦市大字真鍋字愛宕3282番地先から
土浦市大字殿里字川原7番4地先まで
土浦市真鍋2丁目5番1地先から
土浦市真鍋2丁目7番1地先まで
土浦市真鍋2丁目30番1地先から
土浦市真鍋2丁目31番1地先まで
土浦市真鍋2丁目55番地先から
土浦市真鍋2丁目56番1地先まで
土浦市真鍋2丁目174番地先から
土浦市真鍋2丁目175番5地先まで
土浦市真鍋2丁目209番地先から
土浦市真鍋2丁目210番地先まで
土浦市真鍋2丁目328番地先から
土浦市真鍋2丁目338番1地先まで
土浦市真鍋1丁目380番3地先から
土浦市真鍋1丁目380番3地先まで
土浦市真鍋1丁目994番1地先から
土浦市真鍋1丁目1064番2地先まで
土浦市真鍋1丁目1078番2地先から
土浦市真鍋1丁目1081番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成13年4月1日



茨城県告示第351号

県道の路線名を次のとおり変更する。

平成13年3月29日

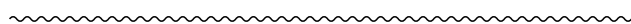
茨城県知事 橋 本 昌

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後
繁昌牛堀線	繁昌潮来線
牛堀土浦自転車道線	潮来土浦自転車道線

2 変更期日

平成13年4月1日



茨城県告示第352号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、守谷町守谷東特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届け出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	石 塚 隆	北相馬郡守谷町大字守谷甲602番地
"	飯 島 勇 男	北相馬郡守谷町大字守谷甲266番地
"	飯 島 昭三郎	北相馬郡守谷町大字守谷甲605番地
"	川 口 一 幸	東京都大田区久が原六丁目21番 3 号
"	中 村 林	北相馬郡守谷町大字守谷甲2364番地の 2
"	中 山 久	北相馬郡守谷町大字守谷甲364番地

茨城県告示第353号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、鹿嶋市平井東部土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届け出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	青 塚 忠 雄	鹿嶋市大字平井394番地
"	大 野 肇	鹿嶋市旭ヶ丘 2 丁目10番地 4
"	飯 塚 俊 雄	鹿嶋市大字平井576番地
"	飯 塚 仁 郎	鹿嶋市大字平井596番地
"	青 塚 哲 策	鹿嶋市大字平井447番地
"	幡 庄 作	鹿嶋市大字粟生1752番地
"	樺 澤 光 男	鹿嶋市大字平井1001番地 2
"	大 宮 信 一	鹿嶋市大字平井498番地
"	須之内 三 夫	鹿嶋市大字平井994番地 1
"	飯 塚 俊 信	鹿嶋市大字平井462番地

茨城県告示第354号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、日立市川尻観音前土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 日立市川尻観音前土地区画整理組合
 事 務 所 の 所 在 地 日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号 日立市役所内
 設 立 認 可 の 年 月 日 平成12年 5 月15日
 事 業 施 行 期 間 自 平成12年 5 月15日
 至 平成19年 3 月31日
 施 行 地 区 日立市川尻町字瀬ノ下, 字寺ノ下, 字天神谷, 字観音前, 字富士下の各一部

2 変更認可の年月日 平成13年 3 月29日

茨城県告示第355号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第39条第 1 項の規定に基づき常陸太田市中城町猿ヶ橋土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成13年 3 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 常陸太田市中城町猿ヶ橋土地区画整理組合
 事 業 施 行 期 間 自 平成11年 3 月31日
 至 平成13年 3 月31日
 施 行 地 区 常陸太田市中城町猿ヶ橋の一部
 事 務 所 の 所 在 地 常陸太田市金井町3690番地
 設 立 認 可 の 年 月 日 平成11年 3 月31日

2 公告すべき変更の内容

施 行 期 間 自 平成11年 3 月31日
 至 平成14年 3 月31日

3 変更認可の年月日 平成13年 3 月29日

茨城県告示第356号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第39条第 1 項の規定に基づき、台町土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成13年 3 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 台町土地区画整理組合
 事 務 所 の 所 在 地 つくば市大字谷田部6384番地
 事 業 施 行 期 間 自 平成元年 5 月18日
 至 平成13年 3 月31日
 施 行 地 区 つくば市大字谷田部字薬師下, 字台成井, 字上ノ出口, 字台町, 字富士塚, 字上ノ原, 字中塚, 字善正及び字下出口の各一部の区域
 つくば市大字上横場字道心塚及び字善正の各一部の区域
 設 立 認 可 の 年 月 日 平成元年 5 月18日

2 公告すべき変更の内容

事業施行期間 自 平成元年 5月18日
至 平成16年 3月31日

3 変更認可の年月日 平成13年 3月29日

茨城県告示第357号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、宿西土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 宿西土地区画整理組合
事務所の所在地 つくば市筑穂一丁目10番地 4
つくば市大穂庁舎内

事業施行期間 自 平成 4 年10月12日
至 平成13年 3月31日

施行地区 つくば市大字蓮沼字北原、字花畑及び字タテタシの全部、並びに字池端、字中坪、字寿賀及び字東田の各一部
つくば市大字大曽根字宿西、字吾妻、字タテタシ、字アツマ及び字タテダシの各一部

設立認可の年月日 平成 4 年10月12日

2 公告すべき変更の内容

事業施行期間 自 平成 4 年10月12日
至 平成14年 3月31日

3 変更認可の年月日 平成13年 3月29日

茨城県告示第358号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、つくば市薬師土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 つくば市薬師土地区画整理組合
事務所の所在地 つくば市筑穂一丁目10番地 4
つくば市大穂庁舎内

事業施行期間 自 平成 2 年 2月22日
至 平成13年 3月31日

施行地区 つくば市大字大曽根字薬師町及び字宿西の各一部の区域

設立認可の年月日 平成 2 年 2月22日

2 公告すべき変更の内容

事業施行期間 自 平成 2 年 2月22日

至 平成14年 3月31日

3 変更認可の年月日 平成13年 3月29日

茨城県告示第359号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、守谷町守谷東特定土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 守谷町守谷東特定土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 北相馬郡守谷町大字守谷甲1401番地 3

施 行 地 区 守谷町大字守谷字坂町，城内，御茶屋下，相野谷，法花坊，庚塚，二ツ塚，新町裏，古城沼の各一部

事 業 施 行 期 間 自 昭和63年12月12日

至 平成13年 3月31日

設 立 認 可 の 年 月 日 昭和63年12月12日

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 昭和63年12月12日

至 平成14年 3月31日

3 変更認可の年月日 平成13年 3月29日

茨城県告示第360号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、陽光台土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 陽光台土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 猿島郡境町370番地の 1 境町役場内

事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年10月 5 日

至 平成13年 3月31日

施 行 地 区 猿島郡境町大字下小橋字長五部分の全部，及び字上野，字蝉野，字古布呂内，字宮久保の各一部の区域，並びに大字上小橋字長五部分及び境町字里之内，字下田の各一部の区域

設 立 認 可 の 年 月 日 平成 4 年10月 5 日

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年10月 5 日

至 平成16年 3月31日

3 変更認可の年月日 平成13年 3月29日

茨城県告示第361号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第17条の規定により下館市中央地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により告示する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 組 合 の 名 称 下館市中央地区市街地再開発組合
- 2 事 業 施 行 期 間 平成元年12月25日～平成13年 3月31日
- 3 施 行 地 区 下館市字稲荷の一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 下館市丙118番地
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日 平成元年12月16日
- 6 事 業 施 行 期 間 の 変 更 の 内 容
 変更前 平成元年12月25日～平成13年 3月31日
 変更後 平成元年12月25日～平成16年 3月31日
- 7 変 更 認 可 の 年 月 日 平成13年 3月29日

茨城県告示第362号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施 行 者 の 名 称 東茨城郡小川町
- 2 都 市 計 画 事 業 の 種 類 及 び 名 称 小川都市計画下水道事業 小川公共下水道
- 3 事 業 施 行 期 間 自 平成10年 4月13日
 至 平成19年 3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

平成10年茨城県告示第419号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

小川町大字小川字八幡前，字八幡窪，字八幡台，字梅久保，字北久保，字上池，字野中，字ホロワ塚，字寿老台及び字福録並びに大字川戸字雫橋，大字中延字久保，字前羽南久保，字出雲久保，字堂，字堂庄，字堂ノ上，字堂ノ下，字平，字山王平，字乾谷平，字水久保平，字谷津，字内谷津，字滝越，字滝越し，字根崎道添，字後田道添，字山玉，字山中，字内郷，字日影，字彦久，字長畑，字宮後，字東坂，字太田，字南，字申塚，字羽生，字札場及び字藏の上の各全部の区域並びに大字小川字大塚，字新堀，字大黒，字二本松，字中里，字谷中，字星の宮，字赤身，字雷神前，字毘沙門，字川向，字田中前，字宿後，字鶴蒔及び字富士後，大字川戸字広面及び字馬場，大字下馬場字寺後並びに大字中延字上谷津，字内谷津，字宮前，字切通し，字西ノ門，字松山，字矢ノ作，字後田，字前羽，字新堀，字二本松，字水久保，字六万平及び字ゲラ田の各一部の区域。

茨城県告示第363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 石岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 石岡都市計画下水道事業 石岡市公共下水道
- 3 事業施行期間 自 昭和50年 2月24日
至 平成19年 3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和50年茨城県告示第180号，昭和54年茨城県告示第462号，昭和56年茨城県告示第1862号，昭和62年茨城県告示第601号及び平成10年茨城県告示第45号のとおり

(2) 使用の部分

昭和50年茨城県告示第180号，昭和54年茨城県告示第462号，昭和56年茨城県告示第1862号，昭和62年茨城県告示第601号，平成3年茨城県告示第568号，平成7年茨城県告示第1116号及び平成10年茨城県告示第45号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

石岡市若宮二丁目，若宮四丁目，若松二丁目，鹿の子一丁目及び鹿の子二丁目並びに大字染谷字鹿の子，字松山，字間宮，字新田，字池上，字松山谷津，字池袋，字高根，字池袋前及び字小溝の各一部の区域

茨城県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 新治郡霞ヶ浦町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 土浦・阿見都市計画下水道事業霞ヶ浦町公共下水道
- 3 事業施行期間 自 昭和52年 1月10日
至 平成19年 3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和52年茨城県告示第22号，昭和54年茨城県告示第1819号，昭和60年茨城県告示第563号，平成2年茨城県告示第406号及び平成8年茨城県告示第667号のとおり

(2) 使用の部分

昭和52年茨城県告示第22号，昭和54年茨城県告示第1819号，昭和60年茨城県告示第563号，平成2年茨城県告示第406号及び平成8年茨城県告示第667号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

霞ヶ浦町加茂字庚申原，字峰ノ内，字中道，字七曲り，字柁木及び字稻荷前並びに深谷字せノ区の各一部の区域

茨城県告示第365号

西田川土地改良区理事長鯉淵英夫から平成13年 2月 5日付けで認可申請のあった唐貝地区の換地計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の 2 第 1 項の規定により平成13年 3月 9日適当と決定したから同法第52条の 2 第 4 項で準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告する。なお、関係書類を次の通り縦覧に供する。

平成13年 3月29日

茨城県水戸土地改良事務所長 木 澤 英 雄

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成13年 3月30日から
平成13年 4月26日まで
- 3 縦覧の場所
常北町役場

茨城県告示第366号

平成13年 3月 5日付け江土改指令第 3号で認可した小野川沿岸地区の更正換地計画については、小野川沿岸土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定により公示する。

平成13年 3月29日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 宇 都 義 治

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会告示第 5 号

義務教育諸学校の教科用図書採択地区の設定（昭和39年茨城県教育委員会告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

平成13年 3月29日

茨城県教育委員会委員長 志 田 諄 一

第 4 採択地区の項を次のように改める。

第 4 採 択 地 区	鹿 嶋 市	
	潮 来 市	
	鹿 嶋 郡	旭村，銚田町，大洋村，神栖町，波崎町
	行 方 郡	麻生町，北浦町，玉造町

付 則

この告示は、行方郡牛堀町を編入後の同郡潮来町を潮来市とする地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による処分が効力を生じた日から施行する。

茨城県教育委員会告示第 6 号

茨城県立聾学校の指定に関する規程（昭和49年茨城県教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成13年 3 月29日

茨城県教育委員会委員長 志 田 諄 一

別表茨城県立水戸聾学校の項を次のように改める。

茨城県立水戸聾 学校	水 戸 市	
	日 立 市	
	下 館 市	
	結 城 市	
	常陸太田市	
	高 萩 市	
	北 茨 城 市	
	笠 間 市	
	ひたちなか市	
鹿 嶋 市		
潮 来 市		
東 茨 城 郡	茨城町, 小川町, 美野里町, 内原町, 常北町, 桂村 御前山村, 大洗町	
西 茨 城 郡	友部町, 岩間町, 七会村, 岩瀬町	
那 珂 郡	東海村, 那珂町, 瓜連町, 大宮町, 山方町, 美和村, 緒川村	
久 慈 郡	金砂郷町, 水府村, 里美村, 大子町	
多 賀 郡	十王町	
鹿 島 郡	旭村, 銚田町, 大洋村, 神栖町, 波崎町	
行 方 郡	麻生町, 北浦町, 玉造町	
真 壁 郡	関城町, 明野町, 真壁町, 大和村, 協和町	

付 則

この告示は、行方郡牛堀町を編入後の同郡潮来町を潮来市とする地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による処分が効力を生じた日から施行する。

茨城県教育委員会告示第 7 号

茨城県立養護学校の指定に関する規程（昭和49年茨城県教育委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成13年 3 月29日

茨城県教育委員会委員長 志 田 諄 一

別表第 1 茨城県立鹿島養護学校の項を次のように改める。

茨城県立鹿島養 護学校	鹿 嶋 市	
	潮 来 市	
	鹿 島 郡	旭村, 銚田町, 大洋村, 神栖町, 波崎町
	行 方 郡	麻生町, 北浦町, 玉造町

別表第2 茨城県立水戸養護学校の項を次のように改める。

茨城県立水戸養護学校	水 戸 市	
	日 立 市	
	常 陸 太 田 市	
	高 萩 市	
	北 茨 城 市	
	笠 間 市	
	ひたちなか市	
	鹿 嶋 市	
潮 来 市		
東 茨 城 郡	茨城町, 小川町, 美野里町, 内原町, 常北町, 桂村 御前山村, 大洗町	
西 茨 城 郡	友部町, 岩間町, 七会村	
那 珂 郡	東海村, 那珂町, 瓜連町, 大宮町, 山方町, 美和村, 緒川村	
久 慈 郡	金砂郷町, 水府村, 里美村, 大子町	
多 賀 郡	十王町	
鹿 島 郡	旭村, 銚田町, 大洋村, 神栖町, 波崎町	
行 方 郡	麻生町, 北浦町, 玉造町	

付 則

この告示は、行方郡牛堀町を編入後の同郡潮来町を潮来市とする地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による処分が効力を生じた日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成13年5月21日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成13年3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 定款変更認証申請のあった年月日
平成13年3月14日
- 2 定款変更認証申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 にここサービス
(設立認証：平成12年4月13日，設立：平成12年4月17日)
- 3 代表者の氏名
新 井 長 雄
- 4 主たる事務所の所在地

茨城県古河市鴻巣758番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び身障者に対して、在宅介護サービス及びバリアのない暮らしやすい住宅の改修と福祉用品の販売事業を行い、福祉社会の質的向上に寄与することを目的とする。

家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第5項により公示する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭群数	発 生 場 所	発生年月日	転 帰
ニューカッスル病	鶏 (烏骨鶏、軍鶏ほか)	患畜	108羽	つくば市松野木	平成13年 3月17日	死亡29羽 自衛殺79羽

基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業の種類 基本測量（基準点測量）
- 3 作業終了日 平成13年 3月 9日
- 4 作業地域 日立市，石岡市，鹿島郡旭村，行方郡牛堀町，鹿島郡神栖町

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業の種類 基本測量（河川事業に伴う一等水準測量）
- 3 作業終了日 平成13年 3月 9日
- 4 作業地域 古河市，猿島郡総和町，猿島郡境町

都市公園の供用開始

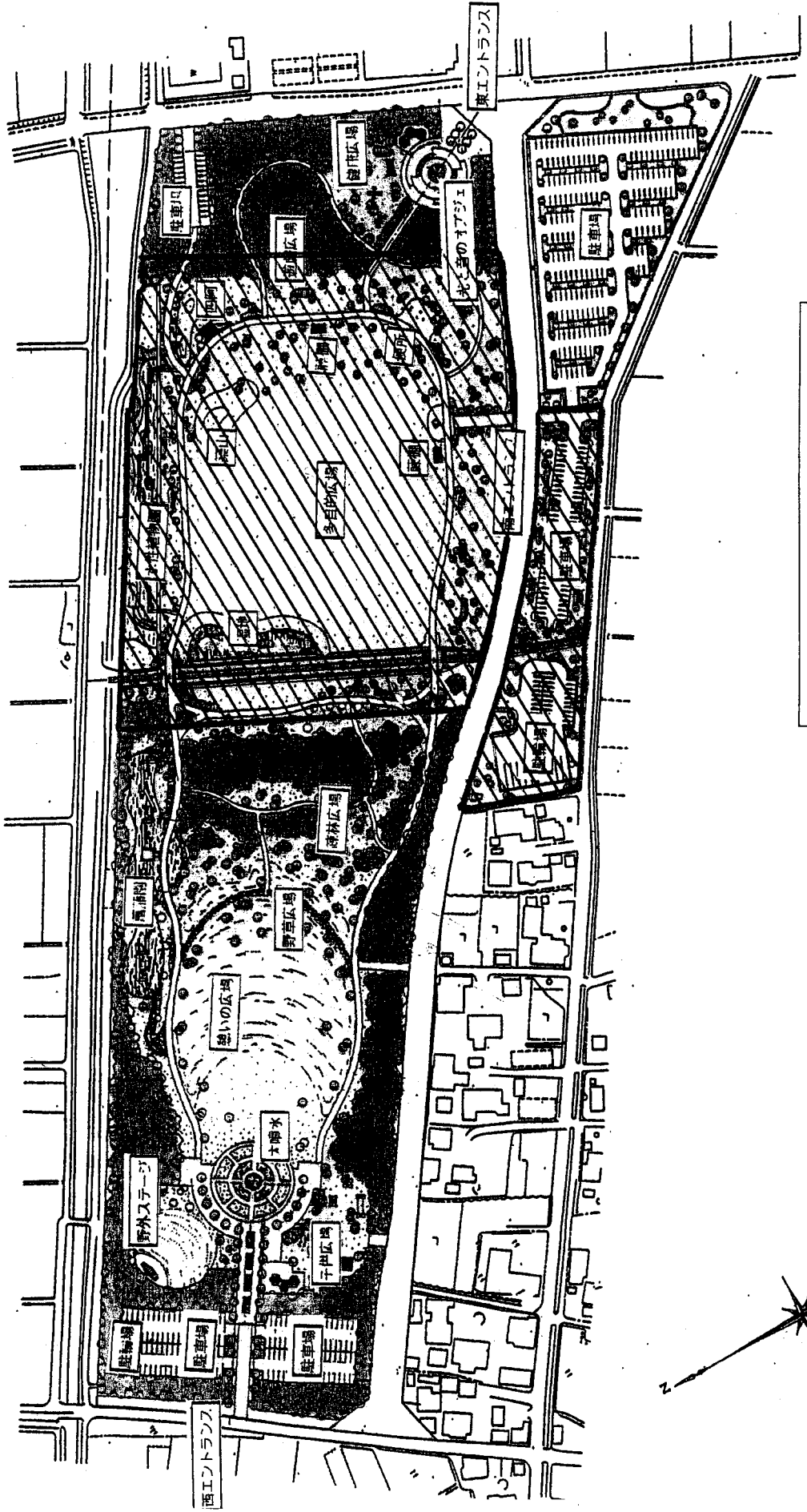
次のとおり都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき公告する。

平成13年 3月29日

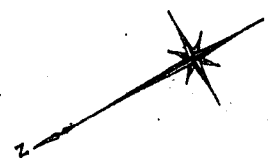
茨城県知事 橋 本 昌

- 1 名 称 北浦川緑地
- 2 位 置 北相馬郡藤代町大字中田地内
- 3 区 域 別紙図面に斜線で表示する部分
- 4 敷 地 面 積 4.4ヘクタール
- 5 供用開始の期日 平成13年 4月 1日

北浦川緑地



凡	例
都市公園設置区域	



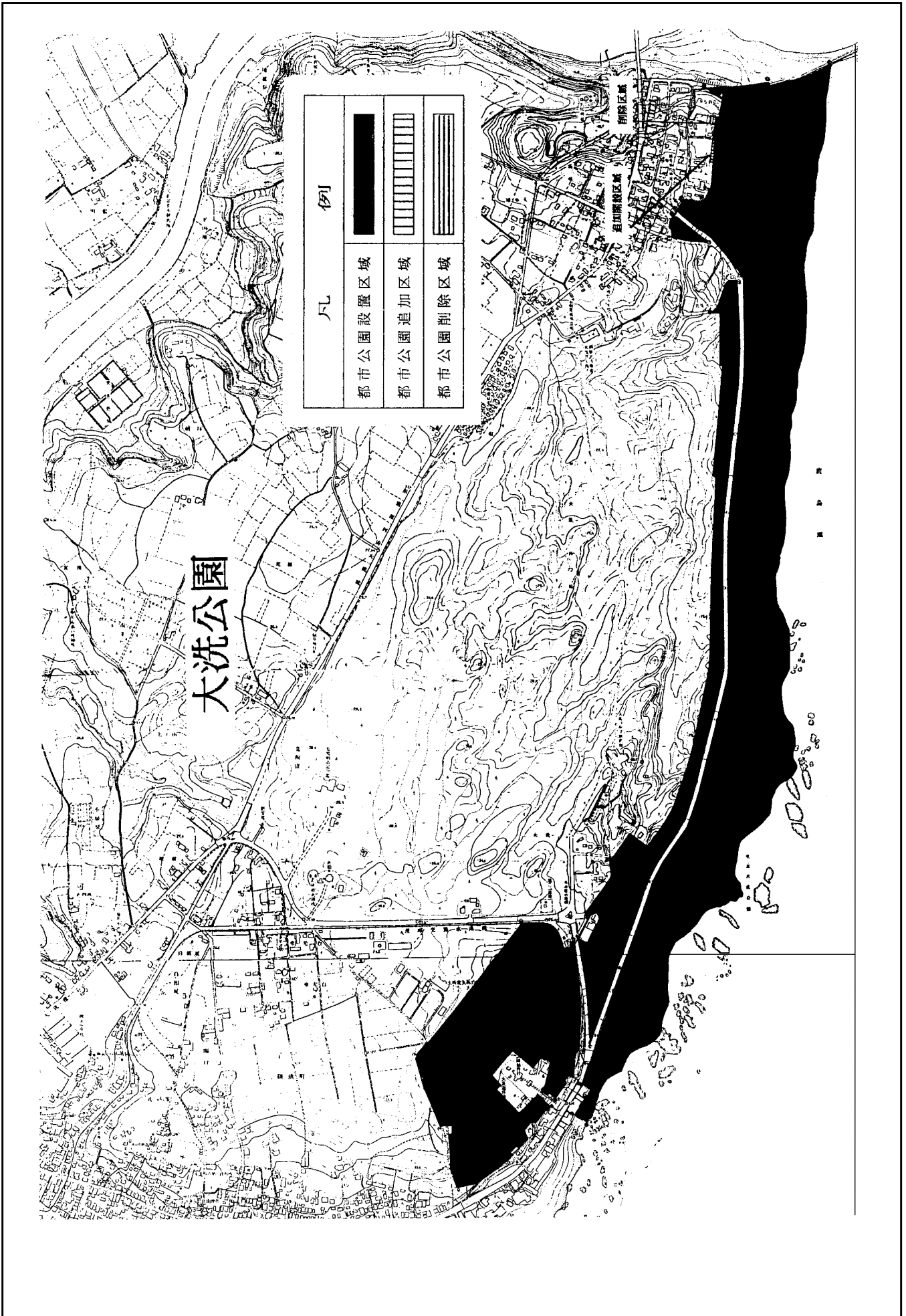
都市公園の区域の変更

次のように都市公園の区域を変更するので、茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年 3 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 名 称 大洗公園
- 2 位 置 東茨城郡大洗町磯浜町地内
- 3 変更に係る区域 別紙図面のとおり
- 4 敷 地 面 積 (変更前) 44.2ヘクタール
(変更後) 44.2ヘクタール
- 5 変更に係る区域の供用開始の期日
平成13年 3 月30日



都市公園の区域の変更

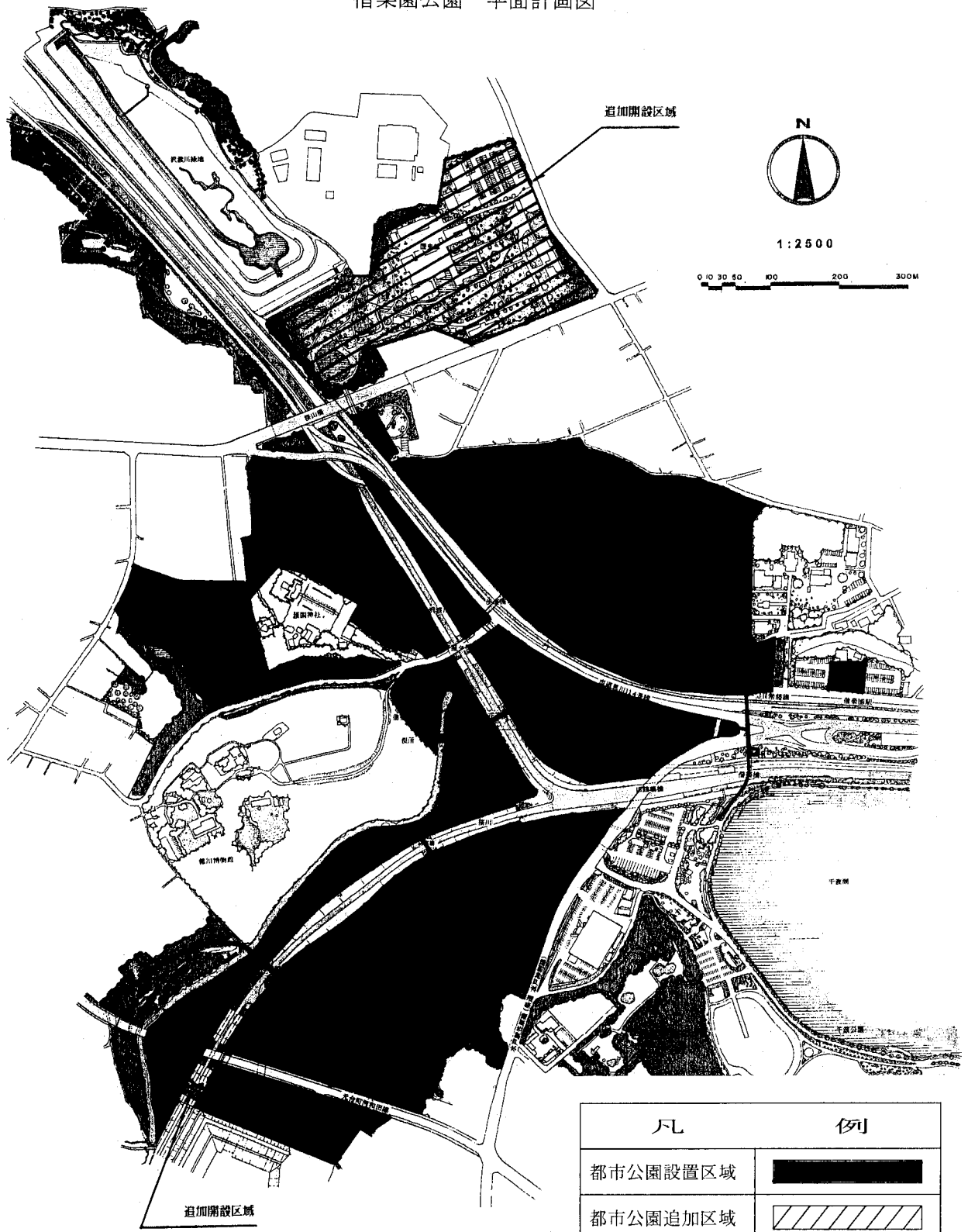
次のように都市公園の区域を変更するので、茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年 3 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 名 称 偕楽園
- 2 位 置 水戸市見川 1 丁目地内
- 3 変更に係る区域 別紙図面のとおりに
- 4 敷 地 面 積 (変更前) 47.3ヘクタール
(変更後) 56.3ヘクタール
- 5 変更に係る区域の供用開始の期日
平成13年 4 月 1 日

偕楽園公園 平面計画図



都市公園の区域の変更

次のように都市公園の区域を変更するので、茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

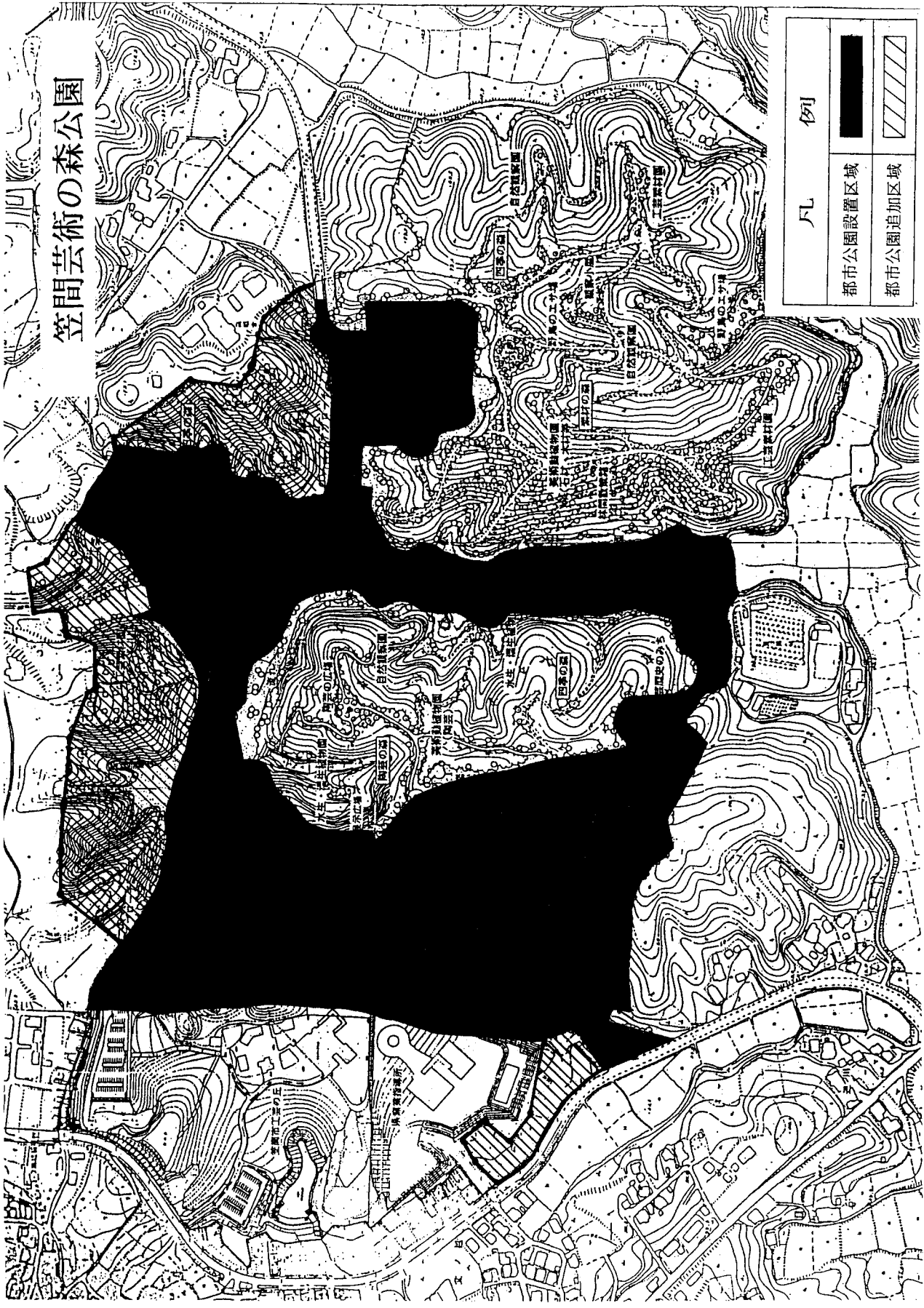
平成13年 3 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 名 称 笠間芸術の森公園
- 2 位 置 笠間市大字笠間地内
- 3 変更に係る区域 別紙図面のとおりに
- 4 敷 地 面 積 (変更前) 23.1ヘクタール
(変更後) 29.9ヘクタール
- 5 変更に係る区域の供用開始の期日
平成13年 4 月 1 日

笠間芸術の森公園

凡 例	
都市公園設置区域	■
都市公園追加区域	▨



開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

ひたちなか市磯崎町字磯崎西ノ三3817番3，3834番2，同番7の一部，同番8，3847番6，同番8

2 事業主の住所及び氏名

水戸市袴塚3丁目5番36号

茨城交通株式会社

代表取締役 大 熊 定 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

ひたちなか市大字稲田字大木戸60番1，61番，62番

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市大平1丁目20番1号

ひたちなか農業協同組合

代表理事 砂 押 英 明

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸太田市田渡町字山根855番1，859番1，860番1

2 事業主の住所及び氏名

常陸太田市木崎二町2040番地

医療法人 慈仁会

理事長 川 崎 嶺 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市石岡字半ノ木東11131番1，11132番1

2 事業主の住所及び氏名

石岡市大字石岡3165番地2

石岡市長 木 村 芳 城

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市柏田町字中1581番4，同番5

2 事業主の住所及び氏名

牛久市柏田町1589番地3

医療法人 つくばセントラル病院

理事長 竹 島 徹

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷郡荳崎町高見原 1 丁目 1 番11の一部, 同番 7 の一部, 同番133 (1 工区)

2 事業主の住所及び氏名
稲敷郡荳崎町高見原 1 丁目 1 番地11
平 林 幹 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
筑波郡谷和原村大字筒戸字谷津2269番 2 の一部, 2277番 1 の一部, 同番 2 の一部, 2279番 1, 同番 4, 2281番 2, 同番 5 の一部, 2282番の一部, 2407番, 同番 1, 2408番, 2399番 2

2 事業主の住所及び氏名
筑波郡谷和原村大字樫木371番地の 1
トーワ流通株式会社
代表取締役 田 上 秀 雄

1 工事を完了開発区域又は工区に含まれる地域の名称
ひたちなか市津田字地蔵堂2852番 1, 同番 2, 2854番 2, 字台楽2857番 1

2 事業主の住所及び氏名
ひたちなか市笹野町 1 丁目 9 番25号
コンセプトハウス株式会社
代表取締役 加 藤 和 幸

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
石岡市東石岡 3 丁目4006番 1 の一部, 4007番 1, 4007番 3, 4007番 4

2 事業主の住所及び氏名
石岡市大谷津 2 番14号
大 関 一 郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
石岡市八軒台3159番 1, 同番 2, 3160番 1, 同番 3, 3171番13

2 事業主の住所及び氏名
東京都世田谷区上馬 4 - 35 - 9
株式会社 一六商事
代表取締役 黒 木 清 己

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿嶋市長栖字蒲地2156番74, 同番124

2 事業主の住所及び氏名
つくば市東新井37番地 1
株式会社 ライトオン
代表取締役 藤 原 政 博

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北茨城市中郷町上桜井字細谷2853番，2854番

2 事業主の住所及び氏名

新潟県新潟市米山 4 丁目 1 番28号

株式会社 コメリ

代表取締役社長 捧 賢 一

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
鹿総建指令 第 88 号	平成13年 3月 6日	株式会社 小沢建築 代表取締役 小沢 勻	鹿嶋市中2586	鹿嶋市大字中字宅地添 2427番 3，同番 7， 2428番 1，同番 5， 2429番 1，同番 5	メートル 4.20	メートル 52.30

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
鹿総建指令 第 108 号	平成13年 3月14日	有限会社 アーク・カ シモ 代表取締役 茂木喜代子	鹿島郡神栖町堀割 二丁目 1 番36号	鹿島郡神栖町大字深芝 字豊田168番 1	メートル 4.05	メートル 34.95

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
北総建指令 第 386 号	平成13年 3月16日	株式会社 城北土地開 発 代表取締役 小島 正義	東茨城郡常北町石塚 2285番地の 5	東茨城郡常北町石塚 字南行2412番 4	メートル 5.19	メートル 81.18

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
西総建指令 第 261 号	平成13年 3 月14日	渡辺 市郎	猿島郡総和町大字 女沼171番地	猿島郡総和町大字 女沼字大道北1721番 4	メートル 5.00	メートル 30.10

軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成12年12月15日以降無効とする。

平成13年 3 月29日

茨城県江戸崎県税事務所長 岡 野 嘉 夫

用途	種類	記号及び番号	枚数	有効期間	販売業者の所在地及び氏名
農業	200リットル	H 517702	1 枚	平成12年 3 月29日 ~ 平成13年 1 月31日	筑波郡谷和原村箕輪256 茨城みなみ農業協同組合 谷和原経済センター

(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定に基づき、定期監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成13年 3 月29日

茨城県監査委員 長 谷 川 大 紋
同 加 藤 浩 一
同 内 海 光 久
同 平 田 公 敏

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 高 萩 県 税 事 務 所	12.11. 1	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 下 館 県 税 事 務 所	12.11. 7	同 上
企 画 部 統 計 課	12.11. 8	同 上
生 活 環 境 部 生 活 文 化 課	12.11.10	同 上
教 育 庁 全 国 高 校 総 体 推 進 室	12.11.10	同 上
人 事 委 員 会 事 務 局	12.11.10	同 上
保 健 福 祉 部 厚 生 総 務 課	12.11.14	同 上
商 工 労 働 部 商 工 政 策 課	12.11.14	同 上
農 林 水 産 部 農 政 企 画 課	12.11.14	同 上
土 木 部 都 市 局 下 水 道 課	12.11.14	同 上
教 育 庁 総 務 課	12.11.14	同 上
教 育 庁 財 務 課	12.11.14	同 上
茨 城 県 潮 来 土 木 事 務 所	12.11.15	同 上
農 林 水 産 部 水 産 振 興 課	12.11.16	同 上
教 育 庁 高 校 教 育 課	12.11.16	同 上
茨 城 県 警 察 本 部	12.11.16	財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。 平成11年度に締結した笠原待機宿舍敷地、運転免許センター排水管理設敷及び太田警察署署長公舎敷地の土地賃借契約事務において、契約決議を行わないで契約書を作成していたのは適切でない。
土 木 部 監 理 課	12.11.17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
教 育 庁 義 務 教 育 課	12.11.17	同 上
教 育 庁 保 健 体 育 課	12.11.17	同 上
生 活 環 境 部 消 防 防 災 課	12.11.20	同 上
茨 城 県 結 城 警 察 署	12.11.28	同 上
茨 城 県 県 西 食 肉 衛 生 検 査 所	12.12. 5	同 上
茨 城 県 真 壁 警 察 署	12.12. 5	同 上
茨 城 県 立 下 館 第 一 高 等 学 校	12.12.11	同 上

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県立水海道第二高等学校	12.12.11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立下妻第二高等学校	12.12.13	同 上
茨城県霞ヶ浦用水事業推進事務所	12.12.18	同 上
茨城県水海道保健所	12.12.19	同 上
茨城県農業総合センター 岩井地域農業改良普及センター	12.12.19	同 上
茨城県農業総合センター 下館地域農業改良普及センター	12.12.20	財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。 冊子印刷契約事務において、予定価格設定が適正に行われていないのは適切でない。
茨城県下館警察署	12.12.20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県工業技術センター 繊維工業指導所	12.12.21	同 上
茨城県古河警察署	12.12.21	同 上
茨城県西家畜保健衛生所	12.12.22	同 上
茨城県近代美術館つくば分館	12.12.22	同 上
茨城県立八千代高等学校	12.12.22	同 上
茨城県立下妻養護学校	12.12.22	同 上
茨城県境警察署	12.12.22	同 上
茨城県立取手第二高等学校	12.12.27	同 上
茨城県立猿島高等学校	12.12.27	同 上
茨城県下妻警察署	12.12.27	同 上

~~~~~

茨城県監査委員公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体の監査を執行したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成13年3月29日

茨城県監査委員 長谷川 大 紋  
同 加藤 浩 一  
同 内海 光 久  
同 平田 公 敏

| 機 関 名             | 実施年月日    | 対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 監 査 の 結 果                                       |
|-------------------|----------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 財団法人<br>茨城県農林振興公社 | 12.11. 6 | 11年度 | (出資団体・補助団体・貸付団体・<br>公の施設管理委託団体)<br>出資金 15,000,000円<br>(基本金) 15,000,000円<br>補助金<br>財団法人茨城県農林振興公社補<br>助金 203,162,864円<br>財団法人茨城県農林振興公社運<br>営費補助金 38,291,688円<br>茨城県農業担い手確保育成強化<br>事業費補助金 16,888,540円<br>農地保有合理化促進事業補助金<br>48,414,000円<br>農地保有合理化推進体制強化助<br>成事業補助金 2,250,000円<br>土地利用型大規模農業経営育成<br>事業補助金 6,250,000円<br>草地畜産活性化特別対策事業補<br>助金 288,072,000円<br>畜産基盤再編総合整備事業補助<br>金 189,655,000円<br>畜産基盤再編総合整備事業補助<br>金(繰越) 33,894,000円<br>農業基盤確立支援推進事業補助<br>金 15,567,000円<br>農業団体農業構造改善推進事業<br>補助金 12,418,000円<br>農業基盤確立支援事業費補助金<br>45,834,533円<br>茨城県緑化推進委員会補助金<br>2,764,000円<br>森林整備等促進事業補助金<br>33,089,040円<br>貸付金<br>分収林貸付金 48,875,000円<br>委託料<br>自然観察施設管理及び使用料徴<br>収事務委託(県民の森・植物園・ | 出資及び補助金等に係る出<br>納その他の事務の執行は、適<br>正に処理されたものと認める。 |

| 機 関 名               | 実施年月日    | 対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                                                                                                                                                                                                               | 監 査 の 結 果                               |
|---------------------|----------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
|                     |          |      | 熱帯植物館・森のカルチャーセンター・きのこ館・奥久慈憩いの森) 205,900,800円<br>自然観察施設管理委託(鳥獣センター) 9,080,400円<br>森林学習館管理委託<br>4,311,000円                                                                                                                                                                                |                                         |
| 財団法人<br>茨城県科学技術振興財団 | 12.11.20 | 11年度 | (出資団体・補助団体・貸付団体・公の施設管理委託団体)<br>出資金 20,000,000円<br>(基本金) 35,400,000円<br>補助金<br>国際学会等参加経費助成事業補助金 3,800,000円<br>研究開発奨励事業費補助金 2,151,000円<br>茨城県創造的企業創出支援事業費補助金 1,739,000円<br>貸付金<br>中小企業高度化資金貸付金 300,000,000円<br>創造的企業創出支援融資事業貸付金 219,333,000円<br>委託料<br>つくば国際会議場管理及び使用料徴収事務委託 508,373,764円 | 出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 株式会社<br>茨城県中央食肉公社   | 12.11.24 | 11年度 | (出資団体・貸付団体)<br>出資金 583,320,000円<br>(資本金) 1,900,550,000円<br>貸付金<br>食肉流通合理化促進資金 500,000,000円<br>部分肉流通促進資金 100,000,000円                                                                                                                                                                    | 出資及び貸付金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。  |
| 財団法人<br>茨城県中小企業振興公社 | 12.11.27 | 11年度 | (出資団体・補助団体・貸付団体)<br>出資金 35,000,000円<br>(基本金) 35,000,000円                                                                                                                                                                                                                                | 出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |

| 機 関 名 | 実施年月日 | 対象年度 | 監 査 の 対 象                           | 監 査 の 結 果 |
|-------|-------|------|-------------------------------------|-----------|
|       |       |      | 補助金                                 |           |
|       |       |      | 茨城県中小企業振興公社指導事業費等補助金 (国庫補助事業分)      |           |
|       |       |      | 27,863,000円                         |           |
|       |       |      | 茨城県中小企業振興公社指導事業費等補助金 (県単独事業分)       |           |
|       |       |      | 57,206,000円                         |           |
|       |       |      | 茨城県中小企業振興公社指導事業費等補助金 (受注企業特別活性化事業分) |           |
|       |       |      | 4,600,000円                          |           |
|       |       |      | 茨城県受注・販路拡大エキスパート事業費補助金              |           |
|       |       |      | 10,402,000円                         |           |
|       |       |      | 中小企業情報化促進事業費補助金                     |           |
|       |       |      | 114,574,000円                        |           |
|       |       |      | 茨城県中心市街地商業活性化推進事業費補助金               |           |
|       |       |      | 5,173,819円                          |           |
|       |       |      | 知的所有権センター事業推進費補助金                   |           |
|       |       |      | 36,610,194円                         |           |
|       |       |      | 茨城県中小企業振興公社地域産業高度化促進事業補助金           |           |
|       |       |      | 30,580,982円                         |           |
|       |       |      | 茨城県中小企業振興公社研究交流促進事業補助金              |           |
|       |       |      | 24,391,000円                         |           |
|       |       |      | 茨城県中小企業振興公社事業推進費補助金                 |           |
|       |       |      | 1,788,000円                          |           |
|       |       |      | 貸付金                                 |           |
|       |       |      | 中小企業近代化資金 (設備貸与資金) 貸付               |           |
|       |       |      | 329,259,000円                        |           |
|       |       |      | 茨城県単独機械類貸与事業資金貸付                    |           |
|       |       |      | 107,670,000円                        |           |

---

訓 令

---

茨城県訓令第 2 号

茨城県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。



平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令

茨城県鳥獣保護員設置規程（昭和38年茨城県訓令第32号）の一部を次のように改正する。


別表中「那珂湊市」を「ひたちなか市のうち旧那珂湊市の区域」に、「勝田市」を「ひたちなか市のうち旧勝田市の区域」に、「金砂郷村」を「金砂郷町」に、「大野村」を「鹿嶋市のうち旧大野村の区域」に、「鹿島町」を「鹿嶋市のうち旧鹿島町の区域」に、「牛堀町」を「潮来市のうち旧牛堀町の区域」に、「潮来町」を「潮来市のうち旧潮来町の区域」に、「北浦村」を「北浦町」に、「竜ヶ崎」を「龍ヶ崎」に、「竜ヶ崎市」を「龍ヶ崎市」に、「新利根村」を「新利根町」に、「河内村」を「河内町」に、「東村」を「東町」に、「出島」を「霞ヶ浦」に、「出島村」を「霞ヶ浦町」に、「五霞村」を「五霞町」に改め、同表備考中「平成3年10月1日現在の区域」の次に「旧那珂湊市及び旧勝田市の区域は平成6年10月31日現在の区域、旧大野村及び旧鹿島町の区域は平成7年8月31日現在の区域、旧牛堀町及び旧潮来町の区域は平成13年3月31日現在の区域」を加える。

様式第1号を削る。

様式第2号中「(本省で統一)」を削り、同様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号

表 紙

|                                                                                                                        |               |  |      |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--|------|--|--|
| <br>鳥<br>獣<br>保<br>護<br>員<br>手<br>帳 | 所属長（検印）       |  |      |  |  |
|                                                                                                                        | 年 月 日 曜日 天候   |  |      |  |  |
|                                                                                                                        | 巡視又は<br>指導地   |  |      |  |  |
|                                                                                                                        | 出発時刻          |  | 帰着時刻 |  |  |
|                                                                                                                        | 指導の内容又は違反発見事項 |  |      |  |  |

13cm

9.5cm

付 則

この訓令は、平成13年 4月 1日から施行する。

茨城県訓令第3号

茨城県労働金庫検査規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成13年 3月29日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県労働金庫検査規程を廃止する訓令

茨城県労働金庫検査規程（昭和29年茨城県訓令第5号）は、廃止する。

## 付 則

この訓令は、平成13年 4月 1日から施行する。

~~~~~  
(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会訓令第1号

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成13年 3月29日

茨城県教育委員会委員長 志 田 諄 一

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程（昭和42年茨城県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中大子二高一般用住宅、銚田二高一般用住宅、真壁高一般用住宅及び岩井高単身用住宅の項を削り、同表牛堀地区上戸住宅の項名称の欄中「牛堀地区」を「潮来地区」に改め、同項所在地の欄中「行方郡牛堀町大字」を「潮来市」に改める。

付 則

この訓令は、平成13年 4月 1日から施行する。ただし、牛堀地区上戸住宅の名称及び所在地を改める改正規定は、行方郡牛堀町を編入後の同郡潮来町を潮来市とする地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による処分が効力を生じた日から施行する。

~~~~~  
正 誤

平成13年 3月15日付け茨城県報第1245号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行       | 誤         | 正         |
|-----|---------|-----------|-----------|
| 31  | 下から 5 行 | 高橋主計援助会   | 高橋主計後援会   |
| 32  | 上から 6 行 | 大山真弘援助会   | 大山真弘後援会   |
| 32  | 上から41行  | はせがわ修平援助会 | はせがわ修平後援会 |
| 32  | 上から45行  | あずはた安男援助会 | あずはた安男後援会 |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)